

みどりの三富地域づくり連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 三富新田及びその周辺地域（以下「三富地域」という。）における環境、農業、歴史、文化などの資源を生かしたみどり豊かな地域づくりを推進するため、みどりの三富地域づくり連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三富地域におけるみどり豊かな地域づくりの推進に資する施策に関する情報交換、検討
- (2) その他連絡会議が必要と認める事項

(座長)

第4条 連絡会議に座長を置き、埼玉県企画財政部土地水政策課長をもって充てる。

(会議)

第5条 座長は、連絡会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 座長は、審議事項の内容により、別表の構成員全員の出席を求めないとき認められるときは、同表の構成員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、別表の構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 座長は、会議における検討の経過及び結果を整理の上、記録しておくものとする。
- 5 別表の構成員のうち、自ら会議に出席できないときは、連絡会議の審議事項について、実質的に構成員に代わる判断をすることができる者を代わりに出席させることができる。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指定する者が本条に規定する座長の職務を代理する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、埼玉県企画財政部土地水政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 みどりの三富地域づくり行政連絡会議規約（平成11年10月29日施行）、三富地域づくり推進会議設置要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組 織		職 員
埼 玉 県	企画財政部	土地水政策課長
		川越比企地域振興センター 担当部長
		西部地域振興センター 担当部長
		南西部地域振興センター 担当部長
	環 境 部	産業廃棄物指導課 主幹
		みどり自然課 主幹
	農 林 部	農業ビジネス支援課 主幹
		森づくり課 主幹
		川越農林振興センター 担当部長
	教育局 市町村支援部	文化資源課 主幹
川 越 市	総合政策部政策企画課長	
所 沢 市	経営企画部経営企画課長	
狭 山 市	企画財政部企画課長	
ふじみ野市	総合政策部経営戦略室長	
三 芳 町	政策推進室長	

※上表に掲げる職位の職員が在職しない場合、相当職の職員を充てる。